

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令について
(ガス工作物の一時的な移転に係る手続きの簡素化)

平成 27 年 4 月 20 日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
ガ ス 安 全 室

1. 背景

- (1) 東日本大震災における津波により製造所に甚大な被害を受けた一般ガス事業者は、製造設備の復旧に長期間を要することが見込まれたため、初の試みとして、他の一般ガス事業者が保有する休止中のガス工作物を移転して使用した。



図 1. 東日本大震災における臨時製造

- (2) ガス工作物を移転して使用する際には、ガス事業法第 36 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく登録ガス工作物検査機関（以下「検査機関」という。）による使用前検査が必要となるが、災害その他非常の場合には免除されている。今回の災害でも本規定が適用され、早期の供給開始に繋がった。
- (3) 一方、被害を受けた設備が復旧し、一時的に使用していたガス工作物を貸し手側の一般ガス事業者に戻却する場合には、災害時ではないことから、

検査機関による使用前検査が必要となるが、これは、大規模災害時の援助協力要請に応じた一般ガス事業者に多大な負担を強いることとなる。

2. 使用前検査制度の概要

一般ガス事業者は、工事計画の届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物について自主検査を行い、その結果が技術上の基準に適合していることなどについて、検査機関による検査に合格した後でなければ、これを使用してはならないことになっている。しかし、ガス工作物を試験のために使用する場合など、経済産業省令で定める場合はこの限りでない。(ガス事業法第36条の2の2第1項及びガス事業法施行規則第52条)

3. 検討内容

返却時における検査機関による使用前検査の免除について、安全性の確保を前提に検討を実施した。

一般ガス事業者は、検査機関が行う使用前検査の前に、経済産業省の内規に沿って使用前自主検査を行い、安全性について自らが確認している。このため、既に検査機関による使用前検査に合格した施設について、登録検査機関の検査に合格した場所から移転させた後、元の場所に移転する場合については、検査機関による使用前検査を免除しても安全性は確保できる。なお、当該ガス工作物を修理・改造（例えば強度に影響を及ぼすものなど）を行った場合、損壊が生じた場合は、引き続き使用前検査を要することとする。

よって、当該場合における検査機関による使用前検査の免除は、許容可能な範囲の緩和であり、大規模災害又は大規模事故時等における各一般ガス事業者の協力による早期復旧に支障を及ぼさないためにも、必要な措置と考えられる。

4. ガス事業法施行規則の見直し

ガス事業法第36条の2の2第1項ただし書で定めるガス事業法施行規則第52条に、次の1項を加えることとしたい。

登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第一項の検査に合格したガス工作物であって、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）